

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時01分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。 人事異動がありましたので、職員の紹介をさせていただきます。 ・各自自己紹介
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいいたします。
	議長	現在出席委員21名であり定足数に達しておりますので、これより第4回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に大久保委員、江原委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は3件でございます。 総会資料の3ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、越谷市のアパートにて生活しておりますが、手狭となり自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。
		番号2につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、実家にて家族で生活しておりますが、子供の成長とともに家具などが増え手狭となったことや将来のことを考え、家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。
		番号3につきましては、譲渡人が、譲受人と使用貸借権を設定し、農地改良のため一時転用をするものです。申請地は耕作をするためには低地のため、農地改良により耕作しやすくするため、今回の申請をするものです。改良後は、ねぎ、白菜、じゃがいも等を作付けする予定です。
	議長	説明が終了しました。これより番号1から3の現地確認の報告を各委員にお願いいいたします。
	関根委員	番号1について、19日に現地確認を行った。 申請地は、集団農地には該当しない。 また、周辺は、既に宅地利用がされており、今後、市街化の見込まれる地域と判断した。申請地は農地として利用されており、土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	竹内委員	番号2について、22日に現地確認を行った。 申請地は、野菜畑として使用されており違反等はない。また、集団農地には該当しない。 また、周辺は、宅地利用がされており、今後、市街化の見込まれる地域と判断した。譲受人については事務局の説明のとおり花の栽培に取り組んでいる。土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	岩上委員	番号3について、19日に現地確認を行った。 申請地に違反等はなかった。 なお理由等は事務局の説明のあったとおりである。土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	江口委員	番号3について、該当地は現在フラットだが、どんな農地改良をするのか。
	事務局	現況面が道路面より-30cmとなっている。農地改良の方法としては、市内の農地として利用されていた土地が宅地となる。そこで発生した土地を当該地に入れることにより、道路面と同程度の高さにして、雨水等の流入を防ぎ、農地として利用しやすくするということである。
	江口委員	了解した。
	井上委員	小川工業㈱は実績等はあるか。
	事務局	農地改良の実績はないが、他の市町村において公共事業等で造成の実績がある。
	井上委員	野菜等の栽培の実績はあるのか。
	事務局	小川工業は農地改良を行う業者であり、耕作をするわけではない。
	井上委員	誰が耕作をするか決まってないということか。
	事務局	譲渡人が、耕作をすることになっている。
	井上委員	了解した。
	議長	他に質問等はあるか。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第9号 農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価(案)及び活動計画(案)について	議長	日程第2 議案第9号 農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価(案)及び活動計画(案)について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価(案)及び活動計画(案)について事務局からご説明いたします。
		まず、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明します。
		資料の4ページ目をご覧ください。「Ⅰ法令事務に関する点検」でございますが、1総会等の開催及び議事録の作製について計画通り公表しております。
		5ページ目の2「事務に関する点検」でございますが、(1)の3条事務が5件、(2)の4条事務が9件、5条事務が52件です。
		8ページ目の「Ⅱ法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価」でございますが、1「現状及び課題」の「(B)遊休農地面積」29.8haのうち、2「平成27年度の目標及び実績」の実績が1.08haであり9.36%の達成でございます。
		10ページ目の「促進等事務に関する評価」でございますが、認定農業者等の活動に関する実績である。
		12ページをご覧ください、「2担い手への農地の利用集積」の(2)「目標及び実績」でございますが、全体集積面積の実績は、105.96%となっております。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	14ページの「3違反転用への適切な対応」は、(2)の「目標及び実績」では、達成状況が19.2%となっております。 続きまして、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明します。平成28年度からは様式が変更となりました。 16ページ目をご覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況(平成28年2月1日現在)」については農林業センサス等のデータに基づいております。 17ページ目の「Ⅱ担い手の農地の利用集積・集約化」でございますが、2の「目標及び活動計画」は、集積面積の目標を5.9haとし、遊休農地解消目標面積の2分の1を目標としております。 18ページ目の「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でございますが、2の「目標及び活動計画」は、前年目標と同様の認定農業者及び特定農業法人の1経営増を目標としております。 19ページ目の「Ⅳ遊休農地に関する措置」の2の「目標及び活動計画」にございます「目標」でございますが、遊休農地解消面積の目標は、5.9haで、これは、現存する遊休農地のうち、耕運機等により耕作放棄地の解消が容易と考えられる農地(比較的再生可能な農地)面積でございます。 20ページ目の「Ⅴ違反転用への適正な対応」でございますが、違反転用のうち是正可能な追認のケース等も含まれているため、実態勘案しながら違反指導を行っていくとともに、発生を未然に防止するため啓発等を行っていきます。 以上が説明でございますが、これらの案をご審議していただき、ご了承頂ければ公表いたします。公表は、告示及びインターネット公表を予定しております。 事務局からの説明は以上でございます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	関根委員	遊休農地について今後大きな問題となるため、より詰めていく必要がある。その点をお願いしたい。
	事務局	遊休農地について、今までは農業委員会の職員が調査をしていたが、今後は農政課の職員と農業委員を加え34人に増やし調査に取り組んでいくのでご協力をお願いする。その上で、対策を考えていくこととする。
	関根委員	農業は続けたいが、本人が高齢となり後継者もいないような状態にある家庭が多い。今後の対策を、真剣に取り組んでいかなければならないこととなる。よろしくをお願いしたい。
	事務局	現在、法人が参入したり、水稻栽培を拡大したいという方が現れたりしている。不耕作となっている土地と、規模拡大をしたい方を繋げることで、少しずつではあるが遊休農地を解消している。
	関根委員	遊休化が進み太い雑木が生えているなど、借りたい人が現れても作るのは難しくなっているところがある。これから大きな地域の課題となる。事務局と話し合いながら進めていきたい。
	議長	農地を守るために、より強い連携を持ちながら、共々がんばっていきましょう。質疑はないか
	江口委員	もう使わないということで、田んぼの貸し借りをやめてしまう例が多々ある。貸し借りをやめる際に、返し方の問題でトラブルになってしまうことが大きな問題となってくるだろう。また、植木を植えている畑を返すとなる場合、伐採するとなると莫大なコストがかかり、重大な問題となってくる。
	事務局	そのような問題は事務局でも把握している。トラブルになった際には、和解の仲介ということで農業委員の皆様にも協力していただくことになるのでよろしくお願いする。
	関根委員	道路際の土地が宅地になったため、奥にある農地への入り口がなくなってしまう不便になることがある。このままでは放棄地になる土地が多くなってしまうのではないかな。
	事務局	奥の農地を使えるように通路を残すという制度は今のところなく、お願いをするにとどまっている。農林振興センターや農業会議と相談しながら進めていきたい。農業委員の皆様も、地域の方々とのかわりの中でいい考え等があったら教えていただきたい。御協力をお願いする。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	井上委員	利用権を設定しても、借り手の人が耕作を放棄する例がある。また、世話人活動をして地主の方が不在で指導が進まないことがある。特に、借り手の方が耕作を放棄してはもつてのほかであるが、どのように考えているか。
	事務局	難しい問題だ。借り手を探しながら、所有者に地道に何度も対処をお願いするなど農業委員の皆様と一緒に力を尽くすほかない。御協力をお願いしたい。
	関山委員	利用権を設定した土地で借り手が耕作を行っていたところ、近隣住民とのトラブルにより耕作を諦め、貸し借りを解消してしまった例がある。このような例もあるので、皆様に考えていただきたい。答弁はけっこうである。
	議長	お諮りします。本案については(案)のとおり決定することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第9号については(案)のとおり決定します。
午前9時45分 議事終了	議長	以上をもちまして、議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の規定 による転用届出に 対する専決事項 について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について 及び、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について ですが、今回、報告は1件でございます。 番号1、2、4、5につきましては、駐車場のための転用です。 番号3につきましては、住宅のための転用です。
農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について ですが、今回、報告は3件でございます。 番号1、2につきましては、住宅のための転用です。 番号3につきましては、倉庫及び駐車場のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 平成27年 農地 移動状況につい て	議長	続きまして、協議報告事項3から5について事務局から一括して内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 平成27年 農地移動状況についてご説明いたします。 28ページ目の 1. 法第3条による耕作目的の権利設定・移転でございますが、筆数が8筆、合計面積58aでございます。 2. 法第18条の賃借の終了でございますが、筆数が15筆、合計面積105aでございます。 3. 農地転用の(1)条項別でございますが、4条許可が26筆、5条許可が85筆、4条届出が48筆、5条届出が202筆、合計といたしまして、筆数が361筆、面積964aでございます。 4. 農地転用の用途別でございますが、合計の964aのうち、約74%が住宅用地で、約21.5%がその他(資材置場や駐車場等)の転用でございます。 5. 農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の(1)権利の設定・移転でございますが、賃借権の設定が、257筆、使用賃借権が177筆、合計といたしまして、筆数が434筆、面積3,184aでございます。 6. 農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の(2)利用権の期間満了による終了は、合計といたしまして、筆数が329筆、面積2,370aでございます。
協議報告事項4 平成28年度事業 関係予算につい て	事務局	協議報告事項4 平成28年度事業関係予算について 6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費といたしまして、25,463千円でございます。詳細につきましては、予算書のとおりとなっております。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項5 平成28年度白岡市農業委員会活動計画(案)について	事務局	協議報告事項5 平成28年度白岡市農業委員会活動計画(案)について こちらにつきましては、昨年と同様の計画になっております。 以上で、協議報告事項3・4・5について説明を、終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	農地の貸し借りについて、よっぽど条件の整ったところでない借り手はつかない。条件の悪い農地は借り手がつかないで遊休化が進むことになる。抜本的な改革がされないと、耕作放棄地が解消されるのは難しいのではないかな。
	事務局	その通りである。借り手が少ない現状で、決定的な解決法を見つけないことができないでいる。今できることとして、耕作放棄地を増やさぬよう、貸し借りが解消される農地を遊休化する前に次の借り手と結びつけることが必要である。意見報告といったかたちで県や国への意見を訴えることも進めていく。
	岩上委員	相続の結果、条件のいい田んぼを取得したが、耕作する意欲も貸す意向もない地権者がいる。隣地耕作者も困ってしまっている。このような相続の仕組みが改善されない限り、問題は解決されないのではないかな。答弁はけっこうである。
	議長	他に質問等はあるか。
	小野田委員	今年度の一般会計予算として、新規就農総合支援事業に750万円とあるが、今年度の目標や支援事業には、どのようなものを考えているのか
	事務局	現在、1名が事業を利用し、150万円の支援を受けている。残りの予算についてはまた新たに利用する方を探している。
	小野田委員	どのような事業内容なのか
	事務局	45歳未満で新たに就農する方、農家世帯で後継者が農業を始める方を対象に、農業を営むのにかかる資金を補助する事業である。国全体では新規就農者2万人を発掘することを目標としている。
	小野田委員	その新規就農者とは、どのような業種の農業をやっていくのか
	事務局	現在支援を受けている方は梨を栽培している農家である。今後新規就農する方は現在、野菜を栽培している。
	小野田委員	了解した。
	議長	他に質問等はあるか。
		[質疑等なしという声あり]

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項6 その他について	議長	質疑もないようなので、協議報告事項6その他に移ります。事務局から内容説明をいただきます。
	事務局	協議報告事項6 その他 についてでございますが ○農地パトロール結果報告書の提出について ・毎月提出すべき書類。必ず提出していただきたい。
		○遊休農地等利用意向調査の追加調査について 3月総会にてお願いさせていただきました、遊休農地調査の意向が不明な方への再調査についての提出をお願いいたします。
		○議事録について 議事録については、インターネット等での公表がなされるため、譲受人・譲渡人の氏名等は伏せて、議案番号のみで報告いただきまようお願いいたします。
		○来月の農地改良現地パトロールについて 現在農地改良がないので、今月はパトロールを中止しておりましたが、指導が必要な違反地等が発生しておりますので、しばらくはそちらパトロールといたします。 4/24の週は荒井委員のグループ、5/1の週は大久保委員のグループ、5/8の週は渡邊委員のグループ、5/15の週は岩上委員のグループ、5/22の週は小野田委員のグループです。 ※申請があった場合それぞれの区域の担当者の方は、総会后などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
		○農政対策委員会について ・5月17日(火)午後3時30分
		○農業委員会準備会について ・農業委員会制度改正に備えて、準備会を設置する。3名の農業委員に出席をお願いする予定である。
		○来月総会 ・5月24日(火)午前9時 ・議事録署名委員の大久保委員、江原委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
		以上で、協議報告事項6その他を終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等伺います。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	事務局	先ほど新規就農総合支援事業を受けているのは1名と申し上げたが、2名の方が昨年度から事業を利用している。
	議長	他に質問等はあるか。
	鈴木委員	緑の羽根募金について、親和会から5000円の支払いをすることによってよろしいか。
		[意義なしという声あり]
	議長	熊本地震への見舞金はどうするか。
	吉澤委員	各農業委員が1000円ずつ払うかたちではいかがか。
		[意義なしという声あり]
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
午前10時22分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。